

議案第 5 1 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 2 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 3 4 条の 7 第 1 項第 2 号中「及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 6 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。